

○ 山口県警察の組織に関する訓令

平成18年3月23日

本部訓令第14号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 警察本部（第3条—第41条）

第3章 警察署（第42条—第57条）

第4章 雑則（第58条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 山口県警察の組織については、警察法（昭和29年法律第162号）、警察法施行令（昭和29年政令第151号）、山口県警察本部組織条例（昭和29年山口県条例第26号）、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年山口県条例第27号）、山口県警察本部組織規則（昭和29年山口県公安委員会規則第10号。以下「組織規則」という。）、交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和29年山口県公安委員会規則第11号）及び交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和41年山口県公安委員会告示第63号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）本部長 警察本部長をいう。

（2）課等 組織規則第2条第1項から第6項までに規定する課、室、所及び隊並びに同条第8項に規定する警察学校をいう。

（3）課長等 課等に置く課長、室長、所長、隊長及び校長をいう。

（4）署長 警察署長をいう。

（5）所属長 課長等及び署長をいう。

（6）幹部交番 交番のうち岩国警察署岩国西幹部交番、岩国警察署広瀬幹部交番、柳井警察署周防大島幹部交番、柳井警察署平生幹部交番、周南警察署周南西幹部交番、山口警察署阿東幹部交番、山陽小野田警察署厚狭幹部交番、萩警察署江崎幹部交番、下関警察署彦島幹部交番及び長府警察署豊田幹部交番をいう。

第2章 警察本部

（部長、首席監察官、参事官、参事及び課長等）

第3条 部長は、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 首席監察官及び参事官は、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

- 3 参事は、警察官以外の職員をもって充てる。
- 4 課長及び所長は、警視の階級にある警察官又は警察官以外の職員をもって充てる。
- 5 室長、隊長及び校長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

(公安委員会会務官等)

第4条 警務部に公安委員会会務官、警察安全相談総括官、監察官、会計監査官、警務企画官、予算企画官、施設管理官及び装備管理官を置き、公安委員会会務官、警察安全相談総括官及び監察官は警視の階級にある警察官を、会計監査官、警務企画官、予算企画官及び施設管理官は警察官以外の職員を、装備管理官は警視の階級にある警察官又は警察官以外の職員をもって充てる。

- 2 公安委員会会務官は、上司の命を受け、公安委員会の庶務に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。
- 3 警察安全相談総括官は、上司の命を受け、警察安全相談に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。
- 4 監察官は、上司の命を受け、警察職員の服務及び監察に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。
- 5 会計監査官は、上司の命を受け、会計の監査及び遺失物に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。
- 6 警務企画官は、上司の命を受け、警察官以外の職員の人事、定員等に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。
- 7 予算企画官は、上司の命を受け、予算に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。
- 8 施設管理官は、上司の命を受け、警察施設の取得及び管理に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。
- 9 装備管理官は、上司の命を受け、警察装備資機材の開発、調査研究及び運用管理に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

(生活安全指導官等)

第5条 生活安全部に生活安全指導官及び人身安全対策官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

- 2 生活安全指導官は、上司の命を受け、生活安全関係業務の指導及び生活安全部の所掌事務のうち重要事項に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。
- 3 人身安全対策官は、上司の命を受け、人身安全関連事案に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

(匿名・流動型犯罪対策官等)

第5条の2 刑事部に匿名・流動型犯罪対策官及び鑑定管理官を置き、匿名・流動型犯罪対策官は警視の階級にある警察官を、鑑定管理官は警察官以外の職員をもって充てる。

- 2 匿名・流動型犯罪対策官は、上司の命を受け、匿名・流動型犯罪に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

3 鑑定管理官は、上司の命を受け、鑑識資料の法医学、理化学及び心理学に関する検査及び鑑定に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

(交通管理調査官等)

第6条 交通部に交通管理調査官、交通企画官、交通安全施設管理官、交通管制官、運転管理官及び聴聞官を置き、交通管理調査官、運転管理官及び聴聞官は警視の階級にある警察官を、交通企画官、交通安全施設管理官及び交通管制官は警察官以外の職員をもって充てる。

2 交通管理調査官は、上司の命を受け、交通施策の実施に関する指導及び調整の事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

3 交通企画官は、交通施策の企画立案及び調整に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

4 交通安全施設管理官は、上司の命を受け、公安委員会の行う交通安全施設の設置及び交通安全施設に関する関係機関との連絡調整に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

5 交通管制官は、上司の命を受け、公安委員会の行う交通管制施設の調査研究及び運用管理に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

6 運転管理官は、上司の命を受け、運転免許の行政処分に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

7 聴聞官は、本部長の命を受け、聴聞及び意見の聴取を主宰する。

(災害対策官)

第7条 警備部に災害対策官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 災害対策官は、上司の命を受け、災害警備その他災害等の緊急事案に対処するための対策に関する事務を統括し、部下職員を指揮監督する。

(総務課取調べ監督管理室)

第8条 総務課取調べ監督管理室においては、組織規則第4条第1項総務課に関する部分中第8号に掲げる事務をつかさどる。

2 総務課取調べ監督管理室に室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 室長は、上司の命を受け、総務課取調べ監督管理室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(警察県民課犯罪被害者支援室)

第9条 警察県民課犯罪被害者支援室においては、組織規則第4条第1項警察県民課に関する部分中第8号から第11号までに掲げる事務をつかさどる。

2 警察県民課犯罪被害者支援室に室長を置き、警視の階級にある警察官又は警察官以外の職員をもって充てる。

3 室長は、上司の命を受け、警察県民課犯罪被害者支援室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(警務課企画室)

第10条 警務課企画室においては、組織規則第4条第1項警務課に関する部分中第

2号及び第3号並びに第6号から第10号までに掲げる事務をつかさどる。

- 2 警務課企画室に室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 室長は、上司の命を受け、警務課企画室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(警務課人材戦略室)

第10条の2 警務課人材戦略室においては、組織規則第4条第1項警務課に関する部分中第4号に掲げる事務(給与に関するものを除く。)をつかさどる。

- 2 警務課人材戦略室に室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 室長は、上司の命を受け、警務課人材戦略室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(警務課警務管理室)

第10条の3 警務課警務管理室においては、組織規則第4条第1項警務課に関する部分中第13号に掲げる事務をつかさどる。

- 2 警務課警務管理室に室長を置き、警察官以外の職員をもって充てる。
- 3 室長は、上司の命を受け、警務課警務管理室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(厚生課健康管理室)

第11条 厚生課健康管理室においては、組織規則第4条第1項厚生課に関する部分中第2号及び同部分中第3号に掲げる事務のうち保健事業に関する事務をつかさどる。

- 2 厚生課健康管理室に室長を置き、警察官以外の職員をもって充てる。
- 3 室長は、上司の命を受け、厚生課健康管理室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(地域企画課鉄道警察隊)

第12条 地域企画課鉄道警察隊においては、組織規則第4条第3項地域企画課に関する部分中第5号に掲げる事務をつかさどる。

- 2 地域企画課鉄道警察隊に隊長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 隊長は、上司の命を受け、地域企画課鉄道警察隊の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(捜査第一課検視官室)

第13条 捜査第一課検視官室においては、組織規則第4条第4項捜査第一課に関する部分中第7号に掲げる事務をつかさどる。

- 2 捜査第一課検視官室に室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 室長は、上司の命を受け、捜査第一課検視官室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(組織犯罪対策課特殊詐欺対策室)

第13条の2 組織犯罪対策課特殊詐欺対策室においては、組織規則第4条第4項組織犯罪対策課に関する部分中第13号に掲げる事務のうち特殊詐欺に関する事務を

つかさどる。

2 組織犯罪対策課特殊詐欺対策室に室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 室長は、上司の命を受け、組織犯罪対策課特殊詐欺対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(警備課警備対策室)

第13条の3 警備課警備対策室においては、組織規則第4条第6項警備課に関する部分中第2号から第4号までに掲げる事務をつかさどる。

2 警備課警備対策室に室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 室長は、上司の命を受け、警備課警備対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(外事課国際テロリズム対策室)

第13条の4 外事課国際テロリズム対策室においては、組織規則第4条第6項外事課に関する部分中第2号及び第3号に掲げる事務並びに同部分中に掲げる事務のうち次の事務をつかさどる。

(1) 組織規則第4条第6項外事課に関する部分中第2号のテロリズムに関する警備情報に関すること。

(2) 組織規則第4条第6項公安課に関する部分中第4号並びに同条第6項外事課に関する部分中第3号イ及びロに掲げる犯罪その他警備犯罪で前号のテロリズムに関するものの捜査に関すること。

2 外事課国際テロリズム対策室に室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 室長は、上司の命を受け、外事課国際テロリズム対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(総務調査官等)

第14条 総務課に総務調査官及び広報官を置き、総務調査官は警視の階級にある警察官を、広報官は警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 総務調査官及び広報官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(会計調査官)

第15条 会計課に会計調査官を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又は警察官以外の職員をもって充てる。

2 会計調査官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(デジタル戦略官)

第16条 情報技術推進課にデジタル戦略官を置き、警察官以外の職員をもって充てる。

2 デジタル戦略官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(上席術科師範等)

第17条 教養課に上席術科師範及び術科師範を置き、警察官以外の職員をもって充てる。

2 上席術科師範及び術科師範は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(安全・安心対策官)

第17条の2 生活安全企画課に安全・安心対策官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 安全・安心対策官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(少年事件指導官)

第18条 生活安全捜査課に少年事件指導官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 少年事件指導官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(サイバー犯罪分析官等)

第18条の2 サイバー犯罪対策課にサイバー犯罪分析官及びサイバーセキュリティ専門官を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又は警察官以外の職員をもって充てる。

2 サイバー犯罪分析官及びサイバーセキュリティ専門官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(地域指導官)

第19条 地域企画課に地域指導官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 地域指導官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(通信指令官)

第20条 通信指令課に通信指令官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 通信指令官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(刑事指導官等)

第21条 刑事企画課に刑事指導官、刑事教養官及び告訴指導官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 刑事指導官、刑事教養官及び告訴指導官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(検視官等)

第22条 捜査第一課に検視官、広域捜査官、性犯罪捜査指導官、告訴専門官及び組織窃盗対策官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 検視官、広域捜査官、性犯罪捜査指導官、告訴専門官及び組織窃盗対策官は、上

司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(広域捜査官等)

第23条 捜査第二課に広域捜査官、情報管理官及び告訴専門官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 広域捜査官、情報管理官及び告訴専門官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(意見聴取官等)

第24条 組織犯罪対策課に意見聴取官、組織犯罪捜査管理官、広域捜査官及び国際犯罪捜査情報官を置き、意見聴取官及び組織犯罪捜査管理官は警視の階級にある警察官を、広域捜査官及び国際犯罪捜査情報官は警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 意見聴取官、組織犯罪捜査管理官、広域捜査官及び国際犯罪捜査情報官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(鑑識指導官等)

第25条 鑑識課に鑑識指導官及び主任鑑識鑑定官を置き、鑑識指導官は警視又は警部の階級にある警察官を、主任鑑識鑑定官は警視若しくは警部の階級にある警察官又は警察官以外の職員をもって充てる。

2 鑑識指導官及び主任鑑識鑑定官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(交通事故抑止対策官等)

第26条 交通企画課に交通事故抑止対策官及び事故分析官を置き、交通事故抑止対策官は警視又は警部の階級にある警察官を、事故分析官は警視若しくは警部の階級にある警察官又は警察官以外の職員をもって充てる。

2 交通事故抑止対策官及び事故分析官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(通告官等)

第27条 交通指導課に通告官、被害者連絡調整官、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官を置き、通告官は警視の階級にある警察官を、被害者連絡調整官及び交通事故事件捜査統括官は警視又は警部の階級にある警察官を、交通事故鑑識官は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 通告官、被害者連絡調整官、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(登録審査官)

第28条 運転免許課に登録審査官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 登録審査官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(警備調査官)

第29条 公安課に警備調査官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充

てる。

- 2 警備調査官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(雑踏警備実施指導官等)

第30条 警備課に雑踏警備実施指導官及び警備対策官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

- 2 雑踏警備実施指導官及び警備対策官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(外事指導官)

第30条の2 外事課に外事指導官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

- 2 外事指導官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(学生指導官)

第31条 警察学校に学生指導官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

- 2 学生指導官は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(次長等)

第32条 課、室及び所に次長を、隊に副隊長を置き、課及び所に置く次長は警視若しくは警部の階級にある警察官又は警察官以外の職員を、室に置く次長及び副隊長は警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

- 2 次長及び副隊長は、上司の命を受け、課、室、所及び隊の事務を整理し、所属職員を指揮監督する。
(副校長)

第33条 警察学校に副校長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

- 2 副校長は、上司の命を受け、校務を総括整理し、所属職員を指揮監督する。
(車両整備工場)

第34条 会計課に車両整備工場を置く。

- 2 車両整備工場について必要な事項は、別に定める。
- 3 車両整備工場に工場長を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又は警察官以外の職員をもって充てる。
- 4 工場長は、上司の命を受け、車両整備工場の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(航空隊)

第35条 警備課に航空隊を置く。

- 2 航空隊について必要な事項は、別に定める。
- 3 航空隊に隊長を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 隊長は、上司の命を受け、航空隊の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(分駐隊)

第36条 次の各号に掲げる隊の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める分駐隊を置

く。

- (1) 自動車警ら隊 東部分駐隊、中部分駐隊及び西部分駐隊
- (2) 機動捜査隊 東部分駐隊及び西部分駐隊
- (3) 高速道路交通警察隊 徳山分駐隊、小郡分駐隊及び下関分駐隊

- 2 分駐隊について必要な事項は、別に定める。
- 3 分駐隊に分駐隊長を置き、警部又は警部補の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 分駐隊長は、上司の命を受け、分駐隊の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(主幹)

第37条 課等に主幹を置くことができる。

- 2 主幹は、警察官以外の職員をもって充てる。
- 3 主幹は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(課長補佐等)

第38条 課に課長補佐を、室に室長補佐を、所に所長補佐及び科長を、隊に隊長補佐を、警察学校に校長補佐及び教官を置き、課長補佐、室長補佐、所長補佐、科長、隊長補佐及び校長補佐は警部の階級にある警察官又は警察官以外の職員を、教官は警部の階級にある警察官をもって充てる。

- 2 課長補佐、室長補佐、所長補佐、科長、隊長補佐、校長補佐及び教官は、上司の命を受け、別表第1に掲げる担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(主査)

第39条 課等に主査を置くことができる。

- 2 主査は、警察官以外の職員をもって充てる。
- 3 主査は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(係)

第40条 課等に係を置く。

- 2 係の名称は、課長等が本部長の承認を得て定める。
- 3 係の分掌事務は、課長等が定める。
(係長等)

第41条 係に係長、術科師範代、情報・手口分析専門官、不当要求排除専門官、鑑識鑑定官、交通事故鑑識官、教官、主任主事、主任技師、主任その他所要の職員を置くことができる。

- 2 係長、術科師範代及び鑑識鑑定官は警部補の階級にある警察官又は警察官以外の職員を、情報・手口分析専門官、不当要求排除専門官、交通事故鑑識官及び教官は警部補の階級にある警察官を、主任主事及び主任技師は警察官以外の職員を、主任は巡査部長の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 4 術科師範代は、上司の命を受け、係の事務を処理し、術科指導に従事する。
- 5 情報・手口分析専門官は、上司の命を受け、犯罪情報・手口の分析及びその指導に従事する。

- 6 不当要求排除専門官は、上司の命を受け、不当要求の排除に関する専門事務を処理する。
- 7 鑑識鑑定官は、上司の命を受け、鑑識資料の鑑定に従事する。
- 8 交通事故鑑識官は、上司の命を受け、実況見分及び交通鑑識活動に従事する。
- 9 教官は、上司の命を受け、学生の教育訓練に従事する。
- 10 主任主事及び主任技師は、上司の命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 11 主任は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第3章 警察署

(署長)

第42条 署長は、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

- 2 署長は、本部長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 署長は、別に定めがあるもののほか、他の所属に所属する職員の派遣を受けようとするときは、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。ただし、緊急を要し、本部長の承認を受けるいとまがないときは、事後において、遅滞なく、本部長に報告しなければならない。
- 4 署長は、他の所属長その他関係機関の長と緊密な連絡を保ち、相互に協力しなければならない。
- 5 本部長は、署長が病気その他の事由により、長期にわたり不在となる場合は、署長代理を任命する。

(副署長)

第43条 警察署に副署長を置くことができる。

- 2 副署長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 副署長は、上司の命を受け、警察署の事務を総括整理し、所属職員を指揮監督する。

(次長)

第44条 警察署（副署長を置く警察署を除く。）に次長を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

- 2 次長は、上司の命を受け、警察署の事務を整理し、所属職員を指揮監督する。

(生活安全官等)

第45条 警察署に生活安全官、地域官、刑事官、交通官及び警備官を置くことができる。

- 2 生活安全官、地域官、刑事官、交通官及び警備官は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 生活安全官は、上司の命を受け、生活安全警察に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。
- 4 地域官は、上司の命を受け、地域警察に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

督する。

5 刑事官は、上司の命を受け、刑事警察に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

6 交通官は、上司の命を受け、交通警察に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

7 警備官は、上司の命を受け、警備警察に関する事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

(主幹)

第46条 警察署に主幹を置くことができる。

2 主幹は、警察官以外の職員をもって充てる。

3 主幹は、上司の命を受け、所掌の事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

第47条 削除

(課)

第48条 警察署に課を置く。

2 警察署に置く課及び課の事務の基準は、別表第2のとおりとする。

(課長)

第49条 警察署の課に課長を置き、警部若しくは警部補の階級にある警察官又は警察官以外の職員をもって充てる。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(主査)

第50条 警察署の課に主査を置くことができる。

2 主査は、警察官以外の職員をもって充てる。

3 主査は、上司の命を受け、所掌の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(統括係長)

第51条 複数の係長を置く警察署の課に統括係長を置くことができる。

2 統括係長は、警部補の階級にある警察官をもって充てる。

3 統括係長は、同一課内の他の係長に対して業務上の指揮命令を行うほか、第53条第3項に規定する職務を行う。

(係)

第52条 警察署の課に係を置く。

2 係の名称は、署長が本部長の承認を得て定める。

3 係の分掌事務は、署長が定める。

(係長等)

第53条 警察署の係に係長、不当要求排除専門官、主任主事、主任技師、主任その他所要の職員を置くことができる。

2 係長は警部補の階級にある警察官又は警察官以外の職員を、不当要求排除専門官は警部補の階級にある警察官を、主任主事及び主任技師は警察官以外の職員を、主任は巡査部長の階級にある警察官をもって充てる。

- 3 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 4 不当要求排除専門官は、上司の命を受け、不当要求の排除に関する専門事務を処理する。
- 5 主任主事及び主任技師は、上司の命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 6 主任は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(交番所長等)

第54条 交番に交番所長を置き、警部又は警部補の階級にある警察官をもって充てる。ただし、交番の規模及び事務の状況によりこれを置かないことができる。

- 2 交番に交番所長代理、主任その他所要の職員を置くことができる。
- 3 交番所長代理は警部補の階級にある警察官を、主任は巡査部長の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 交番所長及び交番所長代理は、上司の命を受け、交番の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 5 主任は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(派出所長等)

第55条 警備派出所に派出所長、派出所長代理、主任その他所要の職員を置くことができる。

- 2 派出所長及び派出所長代理は警部補の階級にある警察官を、主任は巡査部長の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 派出所長及び派出所長代理は、上司の命を受け、警備派出所の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 4 主任は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第56条 削除
(駐在所長等)

第57条 駐在所に駐在所長を置き、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる。

- 2 駐在所に駐在所長代理を置くことができる。
- 3 駐在所長代理は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 駐在所長は、上司の命を受け、駐在所の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 5 駐在所長代理は、上司の命を受け、駐在所の事務を処理する。

第4章 雑則
(分掌命令等)

第58条 警察本部の分駐隊及び係並びに警察署の係並びに交番その他の派出所及び駐在所に置く警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職(不当要求排除専門官及び鑑識鑑定官を除く。)については、本部長の承認を得て所属長が命ずる。

- 2 警察本部の分駐隊及び係並びに警察署の係並びに交番その他の派出所及び駐在所に置く職員の分掌については、本部長の承認を得て所属長が命ずる。
- 3 所属長は、辞令及び前2項の規定による命令その他関連資料に基づき、事務分掌

表を作成するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
(山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令の一部改正)
- 2 山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令(昭和31年山口県警察本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成19年3月23日本部訓令第9号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月29日本部訓令第23号)

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月27日本部訓令第9号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日本部訓令第20号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月2日本部訓令第26号)

この訓令は、平成20年5月12日から施行する。

附 則 (平成21年3月19日本部訓令第5号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日本部訓令第11号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日本部訓令第15号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月31日本部訓令第25号)

この訓令は、平成23年11月7日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日本部訓令第10号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月25日本部訓令第15号)

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日本部訓令第16号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月23日本部訓令第37号)

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月12日本部訓令第42号山口県警察職員の人事記録の取扱いに関する訓令の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令8条による改正附則)

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日本部訓令第8号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日本部訓令第10号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月25日本部訓令第21号)

この訓令は、平成27年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日本部訓令第16号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(山口県警察における事務の決裁に関する訓令の一部改正)

2 山口県警察における事務の決裁に関する訓令(平成16年山口県警察本部訓令第49号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成28年10月11日本部訓令第32号)

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日本部訓令第27号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月13日本部訓令第16号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日本部訓令第8号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月5日本部訓令第9号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月12日本部訓令第12号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月11日本部訓令第16号)

この訓令は、令和3年5月24日から施行する。

附 則 (令和3年9月17日本部訓令第24号)

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月1日本部訓令第9号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月16日本部訓令第28号)

この訓令は、令和4年9月20日から施行する。

附 則 (令和5年3月3日本部訓令第5号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月6日本部訓令第20号)

この訓令は、令和5年7月10日から施行する。

附 則 (令和6年3月1日本部訓令第2号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月28日本部訓令第6号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月12日本部訓令第12号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月27日本部訓令第8号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第38条関係）

| 課 等 | 課長補佐等担当事務 |
|-----------------|---------------------|
| 総 務 課 | 秘 書 |
| | 議 会 |
| | 会 務 第 一 |
| | 会 務 第 二 |
| | 広 報 第 一 |
| | 広 報 第 二 |
| 取 調 べ 監 督 管 理 室 | 取 調 べ 監 督 管 理 |
| 警 察 県 民 課 | 警 察 安 全 相 談 |
| | 情 報 公 開 |
| | 文 書 |
| 犯 罪 被 害 者 支 援 室 | 犯 罪 被 害 者 支 援 |
| 会 計 課 | 企 画 |
| | 物 品 管 理 第 一 |
| | 物 品 管 理 第 二 |
| | 予 算 |
| | 管 財 第 一 |
| | 管 財 第 二 |
| | 管 財 第 三 |
| | 管 財 第 四 |
| | 監 査 第 一 |
| | 監 査 第 二 |
| | 出 納 |
| | 遺 失 物 コ ー ル セ ン タ ー |
| 車 両 整 備 工 場 | 車 両 整 備 |
| 情 報 技 術 推 進 課 | 管 理 |
| | 企 画 |
| | 情 報 セ キ ュ リ テ イ |
| | 運 用 |
| 警 務 課 | シ ス テ ム |
| | 給 与 |
| | 企 画 第 一 |
| | 企 画 第 二 |
| | 企 画 第 三 |
| 企 画 第 四 | |
| 人 材 戦 略 室 | 人 材 戦 略 企 画 |

| | |
|-----------------|-----------------|
| | 人 事 第 一 |
| | 人 事 第 二 |
| | 採 用 |
| | 採 用 募 集 |
| | 育 成 第 一 |
| | 育 成 第 二 |
| 警 務 管 理 室 | 警 務 管 理 企 画 |
| | 警 務 管 理 給 与 |
| | 警 務 管 理 旅 費 |
| | 警 務 管 理 厚 生 |
| 留 置 管 理 課 | 企 画 、 指 導 |
| | 護 送 |
| 教 養 課 | 企 画 |
| | 職 場 教 養 |
| | 学 校 教 養 |
| | 術 科 教 養 |
| | 術 科 指 導 |
| | 運 転 教 養 |
| 厚 生 課 | 企 画 |
| | 厚 生 |
| | 共 濟 |
| 健 康 管 理 室 | 健 康 管 理 第 一 |
| | 健 康 管 理 第 二 |
| 監 察 官 室 | 監 察 企 画 |
| | 監 察 第 一 |
| | 監 察 第 二 |
| | 監 察 第 三 |
| | 訟 務 、 賠 償 |
| | 表 彰 |
| 生 活 安 全 企 画 課 | 企 画 、 指 導 |
| | 安 全 ・ 安 心 对 策 |
| | 地 域 安 全 |
| | 許 可 等 第 一 |
| | 許 可 等 第 二 |
| 人 身 安 全 ・ 少 年 課 | 企 画 |
| | 人 身 安 全 对 策 第 一 |
| | 人 身 安 全 对 策 第 二 |

| | |
|-----------|----------|
| | 人身安全対処第一 |
| | 人身安全対処第二 |
| | 育成第一 |
| | 育成第二 |
| | 少年サポート第一 |
| | 少年サポート第二 |
| | 少年サポート第三 |
| | 少年サポート第四 |
| | 少年サポート第五 |
| | 少年サポート第六 |
| | 少年サポート第七 |
| 生活安全捜査課 | 企画指導 |
| | 特別捜査第一 |
| | 特別捜査第二 |
| サイバー犯罪対策課 | 企画 |
| | 対策第一 |
| | 対策第二 |
| | 対策第三 |
| | 捜査 |
| | 指導、支援第一 |
| | 支援第二 |
| | 機動支援 |
| | 国際捜査 |
| | サイバー特捜 |
| 地域企画課 | 企画第一 |
| | 企画第二 |
| | 地域指導第一 |
| | 地域指導第二 |
| | 職務質問指導 |
| 鉄道警察隊 | 鉄道警察第一 |
| | 鉄道警察第二 |
| 通信指令課 | 企画、指導第一 |
| | 企画、指導第二 |
| | 通信指令第一 |
| | 通信指令第二 |

| | | |
|---------------|---------------------------|-------------|
| | 通 信 指 令 第 三 | |
| 自 動 車 警 ら 隊 | 企 画 、 指 導 | |
| 刑 事 企 画 課 | 企 画 指 導 | |
| | 刑 事 手 続 I T 化 | |
| | 手 配 共 助 | |
| 捜 査 支 援 分 析 課 | シ ス テ ム 企 画 指 導 、 手 口 分 析 | |
| | 犯 罪 収 益 解 明 第 一 | |
| | 犯 罪 収 益 解 明 第 二 | |
| | 情 報 解 析 第 一 | |
| | 情 報 解 析 第 二 | |
| | 情 報 ・ 機 動 分 析 | |
| | 統 計 | |
| | 犯 歴 | |
| | 照 会 セ ン タ ー | |
| | | |
| 捜 査 第 一 課 | 企 画 | |
| | 強 行 犯 第 一 | |
| | 強 行 犯 第 二 | |
| | 特 殊 犯 | |
| | 盜 犯 | |
| | 盜 犯 特 捜 | |
| | 強 行 犯 特 捜 第 一 | |
| | 強 行 犯 特 捜 第 二 | |
| | 強 行 犯 特 捜 第 三 | |
| | 検 視 官 室 | 検 視 指 導 第 一 |
| | | 検 視 指 導 第 二 |
| | | 検 視 第 一 |
| | | 検 視 第 二 |
| | | 検 視 第 三 |
| 検 視 第 四 | | |
| 検 視 第 五 | | |
| 検 視 第 六 | | |
| 捜 査 第 二 課 | 企 画 、 指 導 | |
| | 知 能 犯 | |
| | 金 融 犯 | |
| | 知 能 特 捜 第 一 | |

| | |
|-----------------|-------------------------|
| 組 織 犯 罪 對 策 課 | 知 能 特 搜 第 二 |
| | 企 画 |
| | 分 析 、 情 報 収 集 指 導 第 一 |
| | 分 析 、 情 報 収 集 指 導 第 二 |
| | 指 定 、 資 料 |
| | 国 際 組 織 犯 罪 第 一 |
| | 国 際 組 織 犯 罪 第 二 |
| | 暴 力 団 排 除 |
| | 暴 力 搜 査 |
| | 匿 名 ・ 流 動 型 犯 罪 對 策 第 一 |
| | 匿 名 ・ 流 動 型 犯 罪 對 策 第 二 |
| | 匿 名 ・ 流 動 型 犯 罪 對 策 第 三 |
| | 匿 名 ・ 流 動 型 犯 罪 對 策 第 四 |
| | 匿 名 ・ 流 動 型 犯 罪 對 策 第 五 |
| | 匿 名 ・ 流 動 型 犯 罪 對 策 第 六 |
| | 匿 名 ・ 流 動 型 犯 罪 對 策 第 七 |
| | 匿 名 ・ 流 動 型 犯 罪 對 策 第 八 |
| | 薬 物 、 銃 器 搜 査 |
| | 組 織 犯 罪 特 搜 第 一 |
| | 組 織 犯 罪 特 搜 第 二 |
| | 組 織 犯 罪 特 搜 第 三 |
| | 組 織 犯 罪 特 搜 第 四 |
| | 組 織 犯 罪 特 搜 第 五 |
| | 特 殊 詐 欺 對 策 室 |
| | 特 殊 詐 欺 對 策 |
| | 組 織 犯 罪 特 搜 第 六 |
| | 組 織 犯 罪 特 搜 第 七 |
| 特 殊 詐 欺 予 防 對 策 | |
| 鑑 識 課 | |
| 企 画 、 指 導 | |
| 現 場 、 写 真 | |
| 機 動 鑑 識 | |
| 足 痕 跡 | |
| 警 察 犬 | |
| 現 場 指 紋 第 一 | |
| 現 場 指 紋 第 二 | |
| 指 紋 資 料 | |

| | |
|---------------|---------------------|
| 科 学 搜 查 研 究 所 | 指 導 |
| | 法 医 第 一 |
| | 法 医 第 二 |
| | 物 理 |
| | 化 学 |
| 機 動 搜 查 隊 | 人 文 |
| | 企 画 、 指 導 |
| 交 通 企 画 課 | 企 画 |
| | 交 通 法 令 |
| | 交 通 広 報 |
| | 指 導 |
| | 安 全 |
| | 安 全 教 育 |
| | 事 故 分 析 |
| 交 通 規 制 課 | 規 制 管 理 |
| | 規 制 企 画 |
| | 交 通 規 制 |
| | 交 通 管 制 |
| 交 通 指 導 課 | 取 締 企 画 |
| | 駐 車 対 策 |
| | 搜 査 指 導 |
| | 交 通 鑑 識 |
| | 被 害 者 連 絡 調 整 |
| | 特 別 搜 査 |
| | 交 通 反 則 |
| 運 転 免 許 課 | 庶 務 |
| | 企 画 |
| | シ ス テ ム |
| | 免 許 |
| | 行 政 処 分 |
| | 指 定 教 習 所 |
| | 高 齢 者 免 許 セ ン タ ー |
| | 安 全 運 転 相 談 |
| | 試 験 第 一 |
| | 試 験 第 二 |
| | 周 南 運 転 免 許 セ ン タ ー |
| | 萩 運 転 免 許 セ ン タ ー |

| | |
|-------------------|-------------------------------|
| 交 通 機 動 隊 | 企 画 |
| | 指 導 |
| 高 速 道 路 交 通 警 察 隊 | 企 画 、 規 制 |
| | 指 導 |
| | 捜 査 統 括 、 被 害 者 支 援 |
| 公 安 課 | 企 画 |
| | 資 料 |
| | 情 報 第 一 |
| | 情 報 第 二 |
| | 情 報 第 三 |
| | 情 報 第 四 |
| | 情 報 第 五 |
| | 情 報 第 六 件 |
| 警 備 課 | 企 画 |
| | 警 備 実 施 第 一 |
| | 警 備 実 施 第 二 |
| | 警 備 実 施 第 三 |
| | 災 害 対 策 |
| 警 備 対 策 室 | 実 施 |
| 航 空 隊 | 航 空 運 航 |
| | 航 空 整 備 |
| | 航 空 特 務 |
| 外 事 課 | 企 画 |
| | 情 報 |
| | 事 件 |
| | 経 済 安 全 保 障 ・ サ イ バ ー 攻 撃 対 策 |
| | 国 際 テ ロ リ ズ ム 対 策 室 |
| | 国 際 テ ロ リ ズ ム 対 策 第 二 |
| 機 動 隊 | 企 画 、 指 導 |
| 警 察 学 校 | 庶 務 |
| | 企 画 |
| | 教 務 第 一 |
| | 教 務 第 二 |
| | 学 生 第 一 |
| | 学 生 第 二 |

別表第2（第48条関係）

| 警 察 署 | 課 | 事務の基準 |
|---------------|----------------|---|
| 岩 国 警 察 署 | 警 務 課 | 警務部に属する事務（警察県民課に属する事務のうち警察安全相談に関する事務、会計課に属する事務（装備及び車両整備に関する事務を除く。）、警務課に属する事務のうち給与に関する事務、留置管理課に属する事務及び厚生課に属する事務のうち別に定める事務を除く。） |
| | 警察安全相談課 | 警務部警察県民課に属する事務のうち警察安全相談に関する事務 |
| | 留 置 管 理 課 | 警務部留置管理課に属する事務 |
| | 渉 外 課 | 刑事部刑事企画課に属する事務のうち渉外に関する事務 |
| | 会 計 課 | 警務部会計課に属する事務（装備及び車両整備に関する事務を除く。）、警務部警務課に属する事務のうち給与に関する事務及び警務部厚生課に属する事務のうち別に定める事務 |
| | 生 活 安 全 課 | 生活安全部に属する事務 |
| | 地 域 第 一 課 | 地域部に属する事務 |
| | 地 域 第 二 課 | |
| | 地 域 第 三 課 | |
| | 刑 事 第 一 課 | 刑事部に属する事務（刑事企画課に属する事務のうち渉外に関する事務、捜査第二課に属する事務及び組織犯罪対策課に属する事務を除く。） |
| | 刑 事 第 二 課 | 刑事部捜査第二課に属する事務及び刑事部組織犯罪対策課に属する事務 |
| | 交 通 総 務 課 | 交通部に属する事務（交通指導課に属する事務を除く。） |
| 交 通 指 導 捜 査 課 | 交通部交通指導課に属する事務 | |
| 警 備 課 | 警備部に属する事務 | |
| 下 関 警 察 署 | 警 務 課 | 警務部に属する事務（警察県民課に属する事務のうち警察安全相談に関する事務、会計課に属する事務（装備及び |

| | | |
|-------|---------|---|
| | | 車両整備に関する事務を除く。)、警務課に属する事務のうち給与に関する事務、留置管理課に属する事務及び厚生課に属する事務のうち別に定める事務を除く。) |
| | 警察安全相談課 | 警務部警察県民課に属する事務のうち警察安全相談に関する事務 |
| | 留置管理課 | 警務部留置管理課に属する事務 |
| | 会計課 | 警務部会計課に属する事務(装備及び車両整備に関する事務を除く。)、警務部警務課に属する事務のうち給与に関する事務及び警務部厚生課に属する事務のうち別に定める事務 |
| | 生活安全課 | 生活安全部に属する事務 |
| | 地域第一課 | 地域部に属する事務 |
| | 地域第二課 | |
| | 刑事第一課 | 刑事部に属する事務(捜査第二課に属する事務及び組織犯罪対策課に属する事務を除く。) |
| | 刑事第二課 | 刑事部捜査第二課に属する事務及び刑事部組織犯罪対策課に属する事務 |
| | 交通総務課 | 交通部に属する事務(交通指導課に属する事務を除く。) |
| | 交通指導捜査課 | 交通部交通指導課に属する事務 |
| | 警備課 | 警備部に属する事務(外事課に属する事務を除く。) |
| | 外事課 | 警備部外事課に属する事務 |
| 宇部警察署 | 警務課 | 警務部に属する事務(警察県民課に属する事務のうち警察安全相談に関する事務、会計課に属する事務(装備及び車両整備に関する事務を除く。)、警務課に属する事務のうち給与に関する事務、留置管理課に属する事務及び厚生課に属する事務のうち別に定める事務を除く。) |
| | 警察安全相談課 | 警務部警察県民課に属する事務のうち警察安全相談に関する事務 |

| | | |
|-------|---------|---|
| | 留置管理課 | 警務部留置管理課に属する事務 |
| | 会計課 | 警務部会計課に属する事務（装備及び車両整備に関する事務を除く。）、警務部警務課に属する事務のうち給与に関する事務及び警務部厚生課に属する事務のうち別に定める事務 |
| | 生活安全課 | 生活安全部に属する事務 |
| | 地域課 | 地域部に属する事務 |
| | 刑事第一課 | 刑事部に属する事務（捜査第二課に属する事務及び組織犯罪対策課に属する事務を除く。） |
| | 刑事第二課 | 刑事部捜査第二課に属する事務及び刑事部組織犯罪対策課に属する事務 |
| | 交通総務課 | 交通部に属する事務（交通指導課に属する事務を除く。） |
| | 交通指導捜査課 | 交通部交通指導課に属する事務 |
| | 警備課 | 警備部に属する事務 |
| 山口警察署 | 警務課 | 警務部に属する事務（警察県民課に属する事務のうち警察安全相談に関する事務、会計課に属する事務（装備及び車両整備に関する事務を除く。）、警務課に属する事務のうち給与に関する事務、留置管理課に属する事務及び厚生課に属する事務のうち別に定める事務を除く。） |
| | 警察安全相談課 | 警務部警察県民課に属する事務のうち警察安全相談に関する事務 |
| | 留置管理課 | 警務部留置管理課に属する事務 |
| | 会計課 | 警務部会計課に属する事務（装備及び車両整備に関する事務を除く。）、警務部警務課に属する事務のうち給与に関する事務及び警務部厚生課に属する事務のうち別に定める事務 |
| | 生活安全課 | 生活安全部に属する事務 |
| | 地域第一課 | 地域部に属する事務 |
| | 地域第二課 | |
| | 刑事第一課 | 刑事部に属する事務（捜査第二課に属 |

| | | |
|-----------|-----------|--|
| | | する事務及び組織犯罪対策課に属する事務を除く。) |
| | 刑 事 第 二 課 | 刑事部捜査第二課に属する事務及び刑事部組織犯罪対策課に属する事務 |
| | 交 通 課 | 交通部に属する事務 |
| | 警 備 課 | 警備部に属する事務 |
| 周 南 警 察 署 | 警 務 課 | 警務部に属する事務（会計課に属する事務（装備及び車両整備に関する事務を除く。）、警務課に属する事務のうち給与に関する事務、留置管理課に属する事務及び厚生課に属する事務のうち別に定める事務を除く。） |
| | 留 置 管 理 課 | 警務部留置管理課に属する事務 |
| | 会 計 課 | 警務部会計課に属する事務（装備及び車両整備に関する事務を除く。）、警務部警務課に属する事務のうち給与に関する事務及び警務部厚生課に属する事務のうち別に定める事務 |
| | 生 活 安 全 課 | 生活安全部に属する事務 |
| | 地 域 第 一 課 | 地域部に属する事務 |
| | 地 域 第 二 課 | |
| | 刑 事 第 一 課 | 刑事部に属する事務（捜査第二課に属する事務及び組織犯罪対策課に属する事務を除く。) |
| | 刑 事 第 二 課 | 刑事部捜査第二課に属する事務及び刑事部組織犯罪対策課に属する事務 |
| | 交 通 課 | 交通部に属する事務 |
| | 警 備 課 | 警備部に属する事務 |
| | 柳 井 警 察 署 | 警 務 課 |
| 会 計 課 | | 警務部会計課に属する事務（装備及び車両整備に関する事務を除く。）、警務部警務課に属する事務のうち給与に関する事務及び警務部厚生課に属する |

| | | |
|-------|---------|---|
| | | 事務のうち別に定める事務 |
| | 生活安全課 | 生活安全部に属する事務 |
| | 地域第一課 | 地域部に属する事務 |
| | 地域第二課 | |
| | 地域第三課 | |
| | 刑事課 | 刑事部に属する事務 |
| | 交通課 | 交通部に属する事務 |
| | 警備課 | 警備部に属する事務 |
| 防府警察署 | 警務課 | 警務部に属する事務（警察県民課に属する事務のうち警察安全相談に関する事務、会計課に属する事務（装備及び車両整備に関する事務を除く。）、警務課に属する事務のうち給与に関する事務及び厚生課に属する事務のうち別に定める事務を除く。） |
| | 警察安全相談課 | 警務部警察県民課に属する事務のうち警察安全相談に関する事務 |
| | 会計課 | 警務部会計課に属する事務（装備及び車両整備に関する事務を除く。）、警務部警務課に属する事務のうち給与に関する事務及び警務部厚生課に属する事務のうち別に定める事務 |
| | 生活安全課 | 生活安全部に属する事務 |
| | 地域課 | 地域部に属する事務 |
| | 刑事第一課 | 刑事部に属する事務（捜査第二課に属する事務及び組織犯罪対策課に属する事務を除く。） |
| | 刑事第二課 | 刑事部捜査第二課に属する事務及び刑事部組織犯罪対策課に属する事務 |
| | 交通課 | 交通部に属する事務 |
| | 警備課 | 警備部に属する事務 |
| | 山口南警察署 | 警務課 |

| | | |
|---------------------------|-------|--|
| | 留置管理課 | 警務部留置管理課に属する事務 |
| | 会計課 | 警務部会計課に属する事務（装備及び車両整備に関する事務を除く。）、警務部警務課に属する事務のうち給与に関する事務及び警務部厚生課に属する事務のうち別に定める事務 |
| | 生活安全課 | 生活安全部に属する事務 |
| | 地域課 | 地域部に属する事務 |
| | 刑事課 | 刑事部に属する事務 |
| | 交通課 | 交通部に属する事務 |
| | 警備課 | 警備部に属する事務 |
| 萩警察署 山陽小野田警察署 長府警察署 | 警務課 | 警務部に属する事務（会計課に属する事務（装備及び車両整備に関する事務を除く。）、警務課に属する事務のうち給与に関する事務及び厚生課に属する事務のうち別に定める事務を除く。） |
| | 会計課 | 警務部会計課に属する事務（装備及び車両整備に関する事務を除く。）、警務部警務課に属する事務のうち給与に関する事務及び警務部厚生課に属する事務のうち別に定める事務 |
| | 生活安全課 | 生活安全部に属する事務 |
| | 地域第一課 | 地域部に属する事務 |
| | 地域第二課 | |
| | 刑事課 | 刑事部に属する事務 |
| | 交通課 | 交通部に属する事務 |
| | 警備課 | 警備部に属する事務 |
| 光警察署 下松警察署 | 警務課 | 警務部に属する事務（会計課に属する事務（装備及び車両整備に関する事務を除く。）、警務課に属する事務のうち給与に関する事務及び厚生課に属する事務のうち別に定める事務を除く。） |
| | 会計課 | 警務部会計課に属する事務（装備及び車両整備に関する事務を除く。）、警務部警務課に属する事務のうち給与に関する事務及び警務部厚生課に属する事務のうち別に定める事務 |

| | | |
|-------------------------------------|-------------|--|
| | 生活安全課 | 生活安全部に属する事務 |
| | 地域課 | 地域部に属する事務 |
| | 刑事課 | 刑事部に属する事務 |
| | 交通課 | 交通部に属する事務 |
| | 警備課 | 警備部に属する事務 |
| 小 申 警 察 署 美 祢 警 察 署 長 門 警 察 署 | 警 務 課 | 警務部に属する事務（会計課に属する事務（装備及び車両整備に関する事務を除く。）、警務課に属する事務のうち給与に関する事務及び厚生課に属する事務のうち別に定める事務を除く。） |
| | 会 計 課 | 警務部会計課に属する事務（装備及び車両整備に関する事務を除く。）、警務部警務課に属する事務のうち給与に関する事務及び警務部厚生課に属する事務のうち別に定める事務 |
| | 刑事・生活安全課 | 生活安全部に属する事務及び刑事部に属する事務 |
| | 地 域 ・ 交 通 課 | 地域部に属する事務及び交通部に属する事務 |
| | 警 備 課 | 警備部に属する事務 |